その他の公衆浴場及び旅館業入浴設備の衛生管理基準(銭湯を除く)・・・レジオネラ症防止対策項目

	この心の女が石物及の小師本が石政備の用工自在本中(政治とか)			フラインルのエグネスロ		
		ろ過器あり		ろ過器なし		
		循環式浴槽	気泡発生装置ある 循環式浴槽 ★	気泡発生装置ある 循環式浴槽	循環配管のある 浴槽	かけ流し浴槽
衛生管理を行うための責任者の設置		0	0	0	0	0
原湯・水、上がり用湯・水の水質基準(6項目)に適合*		水道水以外年1回	水道水以外年1回	水道水以外年1回	水道水以外年1回	水道水以外年1回
浴槽水の水質基準 (4項目)に適合**		年2回	年2回	年2回	年2回	年1回※1
浴槽水の水質基準 (レジオネラ属菌)に適合			年4回	年4回	_	_
貯湯槽	清掃、消毒	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	通常使用時60度以上、最大使用時55度以上、不可ならば 生物膜の状況を監視し必要に応じ消毒***	0	0	0	0	0
浴槽	常に満水	0	0	0	0	0
	換水、清掃	週1回以上	週1回以上	毎日	毎日	毎日
	浴槽水の消毒(遊離残留塩素濃度)	0.4mg/l以上	0.4mg/l以上	0.4mg/l以上	0.4mg/l以上	_
	浴槽水の消毒(モノクロラミン使用の場合)	3 mg/l以上	3mg/l以上	3 mg/l以上	3 mg/l以上	_
	屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらない構造	0	0	0	0	0
	浴槽水の補給口は底部に近い位置(補給口が上ならば★と同一管理)	0	0	ı		_
	逆洗、消毒***	週1回	毎日		_	_
	砂式・1時間のろ過能力が浴槽容量以上、これにより難いとき、洗浄消毒が容易にできるもの	0	0		_	_
配管等	生物膜がないか監視、あれば****の(5)~(7)により除去	年1回	年 1 回	年1回	年 1 回	_
	****の(2)~(4)により消毒	週1回	週1回	週1回	週1回	
消毒装置	適切な維持管理	0	0	0	0	_
	設置すること・位置はろ過器前	0	0	_	_	_
チャー	清掃、消毒	毎日	毎日	毎日	毎日	_
	設置すること、位置はろ過器前	0	0	_	_	_
気泡発生装置	空気取入口から土埃が入らない構造	_	0	0	_	_
脱衣室に書面掲示: 水質検査結果、管理計画書、点検表		0	0	0	0	0
打たせ湯シャ	ワーに循環湯水使用禁止	0	0	0	0	_

* 色度、濁度、 p H、有機物等、大腸菌、レジオネラ属菌 ** 濁度、有機物等、大腸菌、レジオネラ属菌

* * * 残留塩素濃度50~100mg/ I 塩素水を内壁に吹き付ける(モノクロラミンも同濃度)

****る過器の消毒方法

- (1) 遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入する方法(モノクロラミン使用では5 mg/Q以上の濃度)
- 浴槽に塩素系薬剤を投入、浴槽水遊離残留塩素濃度を10~50mg/lとし、2時間以上循環後(モノクロラミン使用では10mg/Q1時間以上循環)中和処理排出する方法
- 浴槽水の温度を摂氏60度以上に維持した状態で1時間以上循環させた後、浴槽水を排出する方法
- (4) 浴槽水の温度を摂氏65度以上に維持した状態で30分以上循環させた後、浴槽水を排出する方法
- (5) 過酸化水素により処理する方法
- (6) 二酸化塩素処理による方法
- 過炭酸ナトリウムにより処理する方法

網掛けは浴場業許可取扱要綱に規定:該当しない場合、知事は公衆衛生上不適当として許可を与えないことがで きる。(公衆浴場法第2条第2項)旅館業はすべて条例に規定のため、必須

入浴者ごとに換水の場合は除く X1